

# よくわかる税法入門〔第9版〕\*1

## よくわかる法人税法入門〔第2版〕\*2

三木義一 編著

\*1 2015年4月発売/382頁/本体2100円+税  
 \*2 2015年4月発売/302頁/本体2200円+税  
 四六判/並製



**編集担当者から** 「税法って身近かも知れないけれど、実際条文をみたら細かいし、何が書いてあるかわからない」「ハウツー本を読んでみて、何となくわかった気にはなっているけれど、きちんと理解しているのが不安」。そんな人にとって、うってつけの本です。これらの2冊は、学生をはじめ実務家や一般の方にとって、よく問題になる論点や課題をとりあげ、それをわかりやすい「税理士の春香」と学生との対話形式の文面で解きほぐしていきます。そして最後に解説もつけ、きちんとその内容の説明をしています。税法の初学者はもちろんのこと、税法に関心のある方、実務家にも必ず役に立つ本です。値段も手ごろなので、ぜひ手にとって読んでみてください。「あ、そうだったのか」と読者の皆さんも頷くはずですよ。(1)

**Point!**



いずれも親しみやすい統一感のあるレイアウト・目次をしています。

**第5章 健康で文化的な最低限度の生活費に税金?**  
 【課税の下限と上限】

春香の質問 5-1



憲法は25条で健康で文化的な最低限度の生活を保障していますよね。そうすると、健康で文化的な最低限度の生活費には課税されてもいいのでしょうか?

ゼミ 5-1(1)

**春香:** 皆さんは憲法で生存権を勉強したわね?  
**市木:** 生活保護の問題ですよね? どうしてそれが税金に関係するんですか?  
**春香:** だって、健康で文化的な生活がようやくできる程度の所得しかないのに課税されたら、健康で文化的な生活もできないじゃない?  
**仁木:** 確かにそうですね。生存権規定は生活保護の問題だとばかり思っていたけど、税金にも関係してくるんですね。  
**春香:** そうよ、憲法は健康で文化的な最低限度の所得すらない人には所得を補助し、健康で文化的な最低限度の所得程度しか所得のない人に課税することを禁じているのよ。ところで、皆さんはどのくらいの生活費があれば健康で文化的な最低限度の生活をすごせる?  
**市木:** 最低でも月10万円はなければ生活できませんよ。

47

(『よくわかる税法入門』より)

『よくわかる税法入門〔第9版〕』目次抜粋

- 【税の意義】
- 第1章 税って何?
- 【所得税法(1)】
- 第6章 天皇の納税義務?
- 【所得税法(9)】
- 第14章 夫の給料は誰のもの?
- 【租税手続法(2)】
- 第26章 税務署が突然調査に来た。断れるの?

『よくわかる法人税法入門〔第2版〕』目次抜粋

- 《第1編 法人税法の基礎》
- 【法人税の根拠】
- 第1章 法人税は「法人」の税なのだろうか?
- 《第3編 損金》
- 【交際費】
- 第10章 飲食代は七色に変化する
- 【使途不明金・使途秘匿金】
- 第11章 それは秘密です
- 【役員退職金】
- 第15章 会社が儲かると、役員は退職する?